【令和８年度横浜市認可保育所の申請を希望する方へ】

横浜市を含めて

最大第２０希望まで！

1. 必要書類

**併願　申請の場合（川崎市・横浜市）**

・川崎市の申請書類一式（希望園欄には横浜市希望園を含めてすべての園を必ず御記入ください。）

・横浜市の申請書類一式（希望園欄には川崎市希望園を含めてすべての園を御記入ください。書類の詳細につきましては、

横浜市に御確認ください。令和７年度課税証明の添付も必要です。）

　**横浜市のみ　申請の場合（※転居予定のある方は川崎市書式①②は不要、横浜市書式のみ横浜市に提出）**

・川崎市書式の①教育保育給付認定申請書②保育所等利用申込書兼児童台帳

・横浜市の申請書類一式（書類の詳細につきましては横浜市に御確認ください。令和７年度課税証明の添付も必要です。）

1. 申請締切日

**●利用開始日の前日までに横浜市に　転居予定がある**場合は、 横浜市の一次利用調整 から対象です。

利用開始日前日までに横浜市に転入することがわかる書類を添えて、横浜市の締切日の１週間程度前までに　**横浜市に直接申請**　してください。

※横浜市への直接申請の宛先は、転入予定の「**区役所こども家庭支援課保育担当**」です。それ以外には送らないでください。

横浜市一次締切日：令和７年１１月６日（木）［消印有効］　（結果通知　2月上旬までの予定）

横浜市二次締切日：令和８年２月１０日（火）［必着］　　　（結果通知　3月10日前後の予定）

※転居予定の有無にかかわらず、横浜市内保育所等で対象となる保育士等の就労・内定している方は、横浜市の一次利用調整

から対象です。転居予定がない方は、川崎市を経由して横浜市あてに申請書を提出します。横浜市の締切日１０日前迄に

川崎市に御提出ください。川崎市受付期間：令和７年１０月１４日（火） ～　令和７年１０月２７日（月）［必着］。

（転居予定や保育士等就労の根拠書類がない場合は、二次利用調整からの対象です。）

●**利用開始日の前日までに横浜市に　転居予定がない**場合は、 **横浜市の二次利用調整** から対象です。

川崎市を経由して横浜市あてに申請書を提出します。横浜市の締切日１０日前迄に川崎市に御提出ください。

川崎市受付期間：令和８年１月５日（月） ～　令和８年１月３０日（金）［必着］

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面もご覧ください）

1. 併願の取扱いについて

**横浜市の利用調整が二次からとなる方**は、川崎市の一次利用調整の結果次第で取扱いが異なります。

・上位川崎園に内定した方は、横浜市の選考は行いません。

・下位川崎園に内定した方は、内定園よりも上位の横浜園のみ選考を行います。川崎市の一次選考の結果は一旦内定通知に代わるお手紙にてお知らせいたします。

※横浜市の二次利用調整の結果、上位横浜園に内定となった場合は、下位川崎園の内定は取消となります。

川崎市の一次選考内定を受け、上位横浜園の申請を取り下げる場合には、速やかに御連絡ください。

※横浜市の二次利用調整の結果が保留であれば川崎園に内定となります。その後、随時調整があったとしても再度の選考は致しません。

・川崎園に保留となった方は、横浜市の選考を行います。

※横浜市の二次利用調整の結果については、内定となった場合のみお電話にて連絡いたします。保留となった場合は、川崎市の二次選考同様、新たな保留通知の発送やお電話でのご連絡はいたしません。

詳細は次のとおりです。

川崎市（一次）・横浜市（二次）併願

川崎市

一次利用調整

結果

下位内定

保留

上位内定

(R8.1.19結果発送)

横浜市

二次利用調整

選考

R7.2.1～

川崎内定園より

上位園のみ

行います

行います

**行いません**

**「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の「９保育士等」**

世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園２歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月64時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園２歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。